

# 野党4党各党と懇談

現行の健康保険証を残すよう、協会が大阪選出国会議員へ面談を申し入れた件で、野党4党の各国会議員、政党幹部が面談に応じた。詳細を紹介する。

## メリットあるのか

冒頭、森山議員は、「保険証を廃止してメリットがあるというだけで進められてきたが、メリットはあるのか？間違いないか」と現場の状況を尋ねた。さらに森山議員は、「本人が希望もしていない情報が勝手に紐付けされている。今のシステムはデジタル化を進めて欲しい人たちにとってメリットがないシステムだ」と断じ、「そもそもマイナカードは持ち歩かないことが前提だった」と述べた。

## 徴税強化と給付の削減が狙い

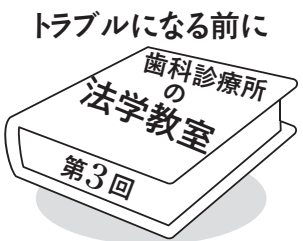
辰巳前議員は、協会のオンライン資格確認でのトラブルアンケート結果に「現在もトラブルは解消していないのか」と尋ね、昨年10月に後期高齢者の窓口負担が2倍化したことに関わって、マイナ保険証では誤りが発生している問題に対し、見切り発車でのシステムの重大さを指摘した。清水前議員は、「話を聞いていないと現場にメリットがない。事務負担が増えている」と述べた。

## 誰か儲かるのか

大椿議員は、「社民党は保険証を残すべきだという立場だ」と話した上で、政府が強行に進める理由について協会に尋ねた。吉田裕志副理事長は「財界の要求、社会保障削減が大きな狙いだ」と伝えると、大椿議員は「なぜこんなに強行に進めているんだろう、誰か儲かるの？」と尋ねた。野党で集まってきた先生方の話を聞いて、具体的に皆保険に基いてこの問題を捉えたいという理解ができた。野党で集まってきた先生方の話を聞いて、先生方の話を聞く場が欲しい。保険証廃止の問題ができるかと思っている」と述べた。

## なりすまし論破されていた

大石議員は、「内閣支持率も下がっているが、保険証廃止をめぐり、国民の関心が寄せられている。先日、保険証の廃止は進めるが資格確認書は交付型にする、更新を一年から5年に変更するなど、国民の怒りに押されてのことだろう。しかし、国民の不安は解消しないと思う」と最新の情勢に対し思いを語った。小澤理事長は「政府は、資格確認書をプッシュ型で交付すると言っている。保険証を紐づけている人とそうでない人に仕分けし、保険者が確認して発行作業を行うという



自分では経験のない手技を必要とする患者さん。難しいです。できれば他院に行つて欲しいのですが、断ることはできますか。

### 1 応召義務の原則

歯科医師は、患者さんから診療をしてほしいと求められた場合、原則拒否することができません。これを応召義務といふ。歯科医師法19条1項の定めがあり、例外的に「正当な事由」がある場合のみ免除されます。患者保護のための公法上の義務ですが、診療拒否によって患者さんに損害を与えた場合は損害賠償責任を問われる可能性がある。歯科医師側が正当な事由を主張・立証しなければなりません。診療拒否の「正当な事由」については、これまでの厚労省通知等で解釈が示されており、歯科医師の不在や病気で事実上診療が不可能な場合や、診療時間外で地域に休日夜間診療体制があり、かつ症状が軽度である場合などが当てられますが、単に患者が窓口支払いをしないなどは当てられないとされています。

## 応召義務、転医義務 説明を尽くすことが重要

そのため、設問のような「手技が難しい」と思っただけでは診療拒否はできませんが、正当な事由に「標榜診療科以外に属する疾患であり、患者が了承した場合（ただし、できる限りのことをする必要がある）」も挙げられているため、充分に診察した上で、適切な治療法、医療機器や手技上の問題点、対応可能な医療機関及び保険医療療養担当規則16条を参照。したがって、患者さんに説明をして了承があれば診療を断ることは可能ですが、どうしても診てほしいと言われたら、患者さんにさらに説明を尽くして、できる範囲の処置を行った上で、速やかに転医先を紹介することが妥当と考えます。

応召義務や転医義務の解釈は個別に判断されまので、説明義務を尽くしたことをカルテ等の記録に残しておくことや、患者さんの「同意書」を作成して形に残すことも、歯科医師の身を守るという意味でも重要です。

口腔外科が近隣にあることなど説明を尽くし、患者さんが了承されれば問題ありません。（ただし、応急処置が必要なら対応すべき。これは、「説明義務」と「患者の自己決定権」の点から重要です。

2 転送（転医）させる義務もあります。では、説明を尽くしても患者さんが了承されず、なにも診療を求められた場合はどうなるか。この点については、歯科医師には、応召義務に加えて、診療契約に付随する義務として、自己の人的・物的能力と自己の関心から、自らこれを行うことができる医療機器を診察した上で、適切な治療法、医療機器や手技上の問題点、対応可能な医療機関及び保険医療療養担当規則16条を参照。したがって、患者さんに説明をして了承があれば診療を断ることは可能ですが、どうしても診てほしいと言われたら、患者さんにさらに説明を尽くして、できる範囲の処置を行った上で、速やかに転医先を紹介することが妥当と考えます。



(弁護士 宮本亜紀)

## 協会行事案内

お申し込みは右のQRコードから協会行事予定の「お申込み」へ



参加ご希望の方は、必ず事前にお申し込み下さい。M&Dホールは保険医会館東隣りです。

<p><b>無料相談</b></p> <p>法律 9月4日(月) 14時~16時</p> <p>税務 9月20日(水) 14時~17時</p> <p>雇用 9月21日(木) 14時~16時</p> <p>※会場は保険医会館。1週間前までに要申し込み</p>	<p><b>9月度生涯研修</b></p> <p>トラブル対策から学ぶ歯科医院の生き残り戦略ー医療過誤・クレームの実例から</p> <p>日時 9月3日(日) 午前10時~午後1時</p> <p>会場 M&amp;Dホール(保険医会館東隣り)</p> <p>講師 佐久間泰司氏(大阪歯科大学歯学部医療安全管理学教授)</p> <p>会費 3千円、未入会者1万円</p> <p>定員 80人</p>	<p><b>社保講習会・入門編</b></p> <p>保険医とは何かを含めた保険診療の基本</p> <p>日時 9月16日(土) 午後6時30分~午後8時30分</p> <p>会場 M&amp;Dホール(保険医会館東隣り)</p> <p>講師 社保研究部講師団</p> <p>定員 80人</p> <p>会費 会員・スタッフ無料、未入会者1万円</p> <p>持参物 「歯科保険診療の研究2022年4月版」</p>	<p><b>堺・高石・和泉地区講習会</b></p> <p>薬剤関連顎骨壊死の病態と管理、ポジションペーパー2023の変更点と診療所における留意点</p> <p>日時 9月30日(土) 午後7時~9時</p> <p>会場 東洋ビル4階7号室(南海高野線堺東駅下車3分)</p> <p>講師 大前政利氏(りんくう総合医療センター歯科口腔外科部長)</p> <p>定員 50人</p> <p>会費 会員・スタッフ無料、未入会者1万円</p>	<p><b>10月度生涯研修</b></p> <p>歯科医療が困難な方への歯科医療、障害者、有病者のリスク管理</p> <p>日時 10月1日(日) 午前10時~午後1時</p> <p>会場 M&amp;Dホール(保険医会館東隣り)</p> <p>講師 小笠原正氏(よこすな歯科クリニック院長、日本障害者歯科学会理事長)</p> <p>会費 3千円、未入会者1万円</p> <p>定員 80人</p>	<p><b>女性医師・歯科医師の会 医科歯科連携経験交流会</b></p> <p>循環器系疾患・骨粗鬆症治療における医科歯科連携、顎骨壊死についてPosition Paper 2023の概要</p> <p>日時 10月7日(土) 午後3時~5時</p> <p>会場 M&amp;Dホール(保険医会館東隣り)</p> <p>講師 佐々木昇氏(尼崎中央病院歯科口腔外科部長)</p> <p>会費 会員・スタッフ無料、未入会者1万円</p> <p>定員 30人+Zoom(ウェビナー)</p>
--	--	---	--	--	---